

## ◆コンビニ収納代行サービスを利用した

## 架空請求詐欺が急増しています！



コンビニ収納代行サービスとは、インターネットショッピングや公共料金の支払いを、コンビニエンスストアで行うことができるサービスのことです。

この手口の流れは、詐欺事業者がコンビニにある端末の操作を指示し、端末から出てくる用紙を使ってレジで代金を支払わせる手口です。

消費者が後から「だまされた」と気付きお金を取り戻したいと思っても、詐欺事業者はすぐに入金されたお金を別口座に送金していることが多く、支払ったお金を取り戻すことは困難です。

最近では、コンビニでプリペイドカード式電子マネー(電子ギフト券)を購入させてお金をだまし取る手口よりも、コンビニの端末を操作してお金を振り込ませる収納代行型による手口が急増しています。

詐欺事業者はさまざまな手口を使ってお金をだまし取ろうとします。被害にあわないためにも、次のことに注意してください。

1. 相手事業者には絶対に連絡しないでください。
2. 心あたりのない電子メールや郵便物などが届いても、無視をしましょう。
3. 身に覚えのない料金請求に関し、コンビニ端末の操作を指示された場合は、絶対に応じないでください。
4. 詐欺事業者は、電話で消費者に冷静に考える余地を与えぬまま支払いを急かします。そのような場合は、電話をすぐに切り、再度かかってくる電話も無視をしてください。
5. 不安に思ったり、トラブルにあったりした場合は、すぐに大阪市消費者センターや警察に相談してください。

## ◆大阪市消費者センター(相談は大阪市内にお住まいの方に限ります)



●消費生活相談専用電話：6614-0999

※消費者ホットライン「局番なし188(イヤヤ!)」でも繋がります

大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日10時～17時、12/29～1/3を除く

